（電磁的記録媒体等による手続）

第二百八十四条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に係るものに限る。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「電磁的記録媒体等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
第五十三条の七	（略）
第五十三条の十	様式第二十六の五による申請書
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
第百十一条において準用する第五十条第一項	（略）
第百十一条において準用する第五十三条の九	様式第五十七の二による申請書
（略）	（略）
第百十四条の三十六	（略）
第百十四条の三十六の二	様式第二十六の五による申請書
（略）	（略）
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の二十八第一項	（略）
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の三十六の二	様式第五十七の二による申請書
（略）	（略）

2　（略）

別表第一（第十一条の三関係）

第一　（略）

第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項

一　業務内容、提供サービス

(1)～(3)　（略）

(4)　薬局の業務内容

(i)～(ⅲ)　（略）

（電磁的記録媒体等による手続）

第二百八十四条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に係るものに限る。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「電磁的記録媒体等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

（略）	（略）
第四十五条の四	様式第二十二の二による申請書
（略）	（略）
第五十三条の七	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
第百十一条において準用する第四十五条の四	様式第五十四の四による申請書
（略）	（略）
第百十一条において準用する第五十条第一項	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
第百十四条の三十六	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の二十八第一項	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

2　（略）

別表第一（第十一条の三関係）

第一　（略）

第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項

一　業務内容、提供サービス

(1)～(3)　（略）

(4)　薬局の業務内容

(i)～(ⅲ)　（略）